

法定書類閲覧謄写等要領

丸文株式会社

第1条（目的）

当社の、主な法定備置書類の閲覧もしくは謄写または謄本もしくは抄本の交付（以下「閲覧・謄写等」と総称する。）を求めようとするときは、この要領の定めるところによる。

第2条（閲覧・謄写等の請求手続き）

閲覧・謄写等の請求を行う株主もしくは債権者（以下「請求者」という。）は、当社所定の「法定備置書類閲覧・謄写等請求書」（以下「請求書」という。）に必要事項を記入し、記名押印のうえ、必要な書類を添付して請求しなければならない。

- 2 前項の請求者が株主の場合は、個別株主通知（社債、株式等の振替に関する法律第154条第3項に定める通知をいう。）に係る受付票を、請求者が債権者の場合は、債権の存在を証する書面を請求書に添付するものとする。ただし、第6条もしくは第7条に定める書類の閲覧・謄写等を請求する場合で、請求者が権利を有する株主もしくは債権者であることを当社が確認できる場合はこの限りではない。
- 3 株主による閲覧・謄写等の請求は、前項に定める個別株主通知の通知日から4週間を経過する日までに行うものとし、この期限を過ぎてなされた閲覧・謄写等の請求については、当社はこれに応じないものとする。
- 4 当社が、情報提供請求（社債、株式等の振替に関する法律第277条に定める請求をいう。）によって、第1項の請求者が権利を有する株主であることを確認するときは、確認手続きを終えるまで閲覧・謄写等を受けることができないものとする。

第3条（本人確認資料）

閲覧・謄写等の請求者は、当該請求を株主または債権者本人が行ったことを証するものとして、請求書に次の本人確認資料を添付しなければならない。

(1)個人の本人確認資料

- ・運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カード、個人番号カード、その他会社が本人確認資料として認めたものの写し。

ただし、対面の場合は原本を当社に提示し、当社はその写しをとって添付するものとする。

(2)法人の本人確認資料

- ・登記事項証明書または印鑑登録証明書

なお、対面の場合は、対面者（当該法人の社員等）への委任状または職務代行通知書

を提出するとともに、上記(1)の本人確認資料を対面者の本人確認資料として当社に提示し、当社はその写しをとって添付するものとする。

2 前項の証明資料等の有効期限は、次のとおりとする。

(1)有効期限のある公的証明書類（運転免許証やパスポート等）

当社が送付または提示を受ける日において有効であること。

(2)有効期限のない公的証明書類（印鑑登録証明書等）

当社が送付または提示を受ける日から3か月以内に作成されたものであること。

第4条（代理人による閲覧・謄写等請求）

閲覧・謄写等の請求を行う者が、その権利を有する株主もしくは債権者（以下本条において「請求権者」という。）の代理人であるときは、代理人は、第2条第2項に定める請求権者の個別株主通知に係る受付票または債権の存在を証明する書面のほか、次に掲げる書類の原本を請求書に添付するものとする。

(1)法定代理人（親権者・後見人等）の場合

- ・戸籍謄本または登記事項証明書等の代理人であることを証する書類
- ・代理人の本人確認資料

(2)任意代理人の場合

- ・委任状（請求権者の署名または記名押印のあるもの）
- ・委任状に押印された請求権者の印鑑登録証明書
- ・代理人の本人確認資料

2 代理人の本人確認資料については、第3条の規定を準用する。

第5条（閲覧・謄写等の日時・場所）

当社の株主もしくは債権者による閲覧・謄写等は、当社の営業時間内（午前9時から午後5時30分まで）に行われるものとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日および当社の休業日を除く。

2 前項の閲覧・謄写等は、当社が指定する場所において行われ、それ以外への対象書類の持ち出しは禁止するものとする。

3 当社は、前項の閲覧・謄写等に際し、社員等当社が指名する者を複数同席させることができる。

第6条（閲覧・謄抄本交付書類）

当社の株主または債権者は、第5条第1項で定める時間内はいつでも所定の手続きを経て、次に掲げる書類の閲覧を求め、または有料にて謄本・抄本の交付を求めることができる。なお、これらの書類は、当社ウェブサイトで閲覧することができる。

(1)定款

(2)株式取扱規程

2 当社の株主または債権者は、会社法に定める備置期間内に限り、第5条第1項で定める時間内はいつでも所定の手続きを経て、次に掲げる書類の閲覧を求め、または有料にて謄本・抄本の交付を求めることができる。

- (1)貸借対照表
- (2)損益計算書
- (3)事業報告
- (4)株主資本等変動計算書
- (5)個別注記表
- (6)附属明細書
- (7)監査等委員会の監査報告
- (8)会計監査人の監査報告

第7条（閲覧・謄写書類）

当社の株主または債権者は、第5条第1項で定める時間内はいつでも所定の手続きを経て「株主名簿」を閲覧または謄写することができる。この場合においては、当該請求の理由を具体的に明らかにするものとし、その理由が法定の拒否事由に該当すると認められるときは、当社は当該請求を拒否することができる。

2 当社の株主または債権者（下記(2)は株主のみ）は、会社法に定める備置期間内に限り、第5条第1項で定める時間内はいつでも所定の手続きを経て、次に掲げる書類を閲覧または謄写することができる。

- (1)株主総会議事録
- (2)議決権行使書面・電子投票の記録・議決権行使に係る代理権を証明する書面

3 当社の株主または債権者は、会社法に定める備置期間内であって、会社法の定める要件を満たした場合に限り裁判所の許可を得て、次に掲げる書類を閲覧または謄写することができる。この場合においては、当該請求に関する許可があったことを証明する書面（裁判所が作成した許可決定の謄本）を請求書に添付するものとする。

- (1)取締役会議事録
- (2)監査等委員会議事録

4 当社の株主は、会社法に定める備置期間内に限り、第5条第1項で定める時間内はいつでも所定の手続きを経て、「会計帳簿・これに関する資料」を閲覧または謄写することができる。この場合においては、当該請求の理由（その理由と関連する会計帳簿またはこれに関連する資料を特定することができる程度に具体的でなければなりません。）を明らかにするものとし、その理由が法定の拒否事由に該当すると認められるときは、当社は当該請求を拒否することができる。

第8条（手数料）

当社は、謄本もしくは抄本の交付に要した費用として、1枚当たり金10円（消費税別）の手数料を申し受けるものとする。また、郵送料等の実費を必要とするときは、その実費を請求することができるものとする。ただし、手数料および実費の合計金額が1,000円未満の場合は、総務部長の判断により無償とすることができる。

- 2 消費税額は合計金額に消費税率を乗じて円未満を切捨てるものとする。

第9条（その他）

この要領に定めのない事項については、会社法その他の法令または当社の株式取扱規程等の社内規則によるものとする。

以上